平成２８年（フ）第２６７号
京都市山科区西野山射庭ノ上町307番地55、破産手続開始決定時の住所京都市山科区川田山田15番地の72
破産者　宮川装飾こと　宮川　敬一
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４３８号
京都市南区吉祥院西ノ内町72―１　マ・ピエース306号、住民票上の住所奈良県吉野郡吉野町大字小名907番地の１
破産者　今井　信惠
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第４９２号
京都市伏見区深草越後屋敷町73番地11
破産者　羽柴　幸一
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２８３号
広島市佐伯区八幡１丁目18番８―502号
破産者　飯田　芳幸
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４２号
山口県宇部市明治町１丁目５番14号
破産者　フルーツ＆フラワーきむらこと　河村　勝彦
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２８年（フ）第３８号
福岡県直方市大字植木153番地130、前住所福岡市中央区大手門２丁目４番８―803号
破産者　西谷　直子
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２８年（フ）第３３号
長崎県大村市水田町９番地５、前住所福岡県宗像市樟陽台２丁目７番地４
破産者　梶原久美子
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２８年（フ）第１４８号
大分市大字猪野1345番地の７（濱崎貸家Ａ棟）
破産者　上田　浩二
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４６号
宮崎県都城市山之口町花木2336番地８
破産者　南屋　徳生
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第２０９号
茨城県土浦市真鍋５丁目４番８号　102
破産者　鈴木　文二
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１８２号
神奈川県小田原市曽我光海１番地の４　プラザＤ202
破産者　大木小夜子
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２２８号
神奈川県厚木市鳶尾５丁目16番９号
破産者　松本　清敬
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２３２号
神奈川県平塚市大島1027番地　サン・コーポラス大島２―302　吉田方、前住所神奈川県厚木市上依知2714番地１
破産者　土佐　幸雄
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２４２号
神奈川県伊勢原市高森３丁目３番25号
破産者　片山　壽江
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２４９号
神奈川県小田原市飯泉1240番地の２
破産者　佐々木吉雄
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３３７号
神奈川県平塚市山下726番地　県営平塚山下アパート11―403
破産者　金子　正治
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３３８号
神奈川県足柄上郡大井町金子1948番地４
破産者　金子　　勉
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第３４号
鹿児島県南九州市知覧町西元5598番地
破産者　松久保英生
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第１０５号
栃木県栃木市箱森町25番49号
破産者　程島　一男
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部